

産廃の排出事業者様向け「勉強会」を開催しました。



工場見学の様子

講習会の様子



3/17・3/18 産業廃棄物 排出事業者様向けに、勉強会を開催しました。

産業廃棄物処理業者と排出事業者（お客様）が、環境に対する取り組みや課題を共有する事が必要不可欠になってきており、お客様の排出された廃棄物がどのように処分されているのか、工場見学にてご安心を提供し、また環境に対して興味を持って頂く事を目的として開催しました。㈱ダイカン様のご協力を得て、焼却処分場の工場見学、廃棄物説明会、4月から執行されます「改正産業廃棄物処理法」について、講習会を行いました。お客様にご案内を申し出た所、弊社社員含め約20名様に参加して頂く事ができました。今後もこのような勉強会などのご案内をさせて頂く事がありますが、ご興味のある方は是非ご参加をお願いします。

産業廃棄物勉強会「なにわサンパイ塾」に参加しました。

2/18大阪府産業廃棄物協会で開催された「なにわサンパイ塾」に参加しました。産業廃棄物処理に携わる関係業者（収集運搬・中間処理業者）約20名が、4グループに分かれテーマに沿ってディスカッションし、日常実務から起こる様々な疑問を解決していきました。その中で、質問回答例をひとつ取り上げてみます。

質問：「産廃と有価物の区別とは？」

産業廃棄物になると、許可車両の運搬。契約と manifests の発行をしなければならない。有価物だと、ごみ（廃棄物）ではなく売買のできる資源になる。

回答：例えば、金属やプラスチックで、買い取りが可能である場合があります。

しかしながら、運搬費用が、買い取り価格を上回る時は産廃となります。

★有価物として、1円単位でも価値があるにも関わらず、産廃の処理手続きをしなくてはいけないのは不思議な感じがしますね・・・。無許可での運搬や処分が見極めができないからなのでしょう。

「大阪市の公立学校」の粗大・産廃・資源ごみの収集決定！

大阪市教育委員会より入札受注しました。
 区域／城東区・鶴見区・旭区・都島区・中央区・天王寺区・浪速区
 粗大ごみ（平成23年4月、8月、平成24年1月の年3回）
 産廃・資源ごみ（平成23年4月～平成24年3月迄）
 学校ごみの回収は3年連続になります。
 今後も安全第一に各学校に喜ばれる様、努めさせて頂きます。



編集記

春暖の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。毎々格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

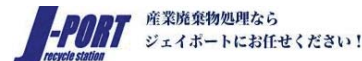
先日、Jグループのサイトを開設しました。Jグループとは(有)城東衛生・(株)ジェイ・ポート・(株)ジェイ・ブリッジ、サイト運営の「遺品整理.com」「かたづけ名人」などの会社があります。それぞれがホームページを持っているのですが、グループを代表したサイトがなかった為、開設する事になりました。

代表や社員ブログ、ツイッターの導入など、広報紙～通信 report～も PDF で印刷可能になりました。お時間がございましたら、是非アクセスして下さい。今年初めて取り組みました処分場とご協力のもと、お客様に参加して頂き「勉強会」を開催する事ができました。今後の課題も見え、お客様が思った以上に産廃に興味がある事が判りました。今後とも新しい企画を提案して行きたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

平成23年4月1日 吉本 聖美



<http://www.jgroup-osaka.com>



〒538-0041 大阪市鶴見区今津北3丁目3番13号

有限会社城東衛生
 tell (06)6969-5351
 fax (06)6963-5338

株式会社ジェイ・ポート
 tell (06)6963-5351
 fax (06)6963-5338

株式会社ジェイブリッジ
 tell (06)6969-6336
 fax (06)6963-0027

ご挨拶

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々へ哀悼の意とご冥福をお祈り申し上げます。

私自身今年2月に岩手に同業他社の視察へ行った時に東北の人々から、礼儀正しさや辛抱強さ、真面目さなど「日本人らしさ」を感じました。そして今、世界中でクローズアップされて絶賛され、原発事故にも懸命に任務を果たされておられる方々にも日本人として誇りを感じさせられる今日この頃です。

さて早いもので先代の100カ日法要も3月27日に無事に終える事が出来ました。その節は色々お気遣いや励ましのお言葉などを頂き誠にありがとうございました。

実父でもありますので思い出に耽けりたい気持ちもありますが、激動の世の中の流れでそうはさせてもらえず、産業廃棄物処理法の大幅な法改正、料金問題、大地震の影響も関西まで経済的に波及し、社会的な津波が押し寄せてきております。

それを乗り越える為にも、弊社グループの理念「信頼を繋げる」という旗印の基、「和」の精神をもって全社一丸でサービスを向上、さらに精度の高い情報をいち早く発信するように努めてまいります。

まだまだ未熟な私でございますので皆様方のご指導、ご鞭撻、ご支援を頂き、今までと変わりなく、またこれまで以上に ご愛顧いただけるように、東北の方々の真面目さを見習い精一杯、真摯に会社経営にあたりたいと思っておりますのでこれからも何卒宜しくお願いいたします。

平成23年4月1日
 代表取締役 樋下 茂

訃報

平成22年12月19日曜日、弊社取締役会長 樋下 建二が74歳で永眠しました。



あまりにも突然であり、また年末ということもあり皆様に連絡が遅くなってしまい大変失礼致しました。昨年のJ通信で「季節が良くなり体調も良くなりましたら、一度皆様のお顔を見てお礼のご挨拶にと思っております。」と申していましたように、先代は人と話すのが好きだったので、皆様の所に伺いたっぷりお話をさせていただくのを楽しみにしておりました。残念ながらそれは叶いませんでしたが、先々代から城東衛生を受け継いでから40年以上この仕事を通じた皆さんの方に出会い幸せな人生だったと思います。お世話になった皆様方に、生前のご厚情をここに深く感謝申し上げます。

今の特集 「4月1日～執行！法改正について」



【平成23年4月1日に執行する廃棄物処理法の主な事項】

自社処理帳簿の義務化 建設系廃棄物の場外自社保管の届け出 建設廃棄物に関する処理責任の一元化 マニフェスト A 票保存の義務化 処理困難通知と通知を受けた際の措置 収集運搬業の許可制度改革 特例優良許可業者のメリット付与 産業廃棄物の処理状況確認	多量排出事業者制度の改正 許可の欠格要件に係る無限連鎖の廃止 熱回収施設設置者の認定制度の創設 広域的処理認定制度の合理化 廃棄物の輸入申請条件の緩和 廃石綿等の埋立処分基準の強化 不法投棄罰則の強化 中間処理産業廃棄物の保管基準
--	--

対象 排出事業者 【産業廃棄物の処理状況確認】 現地確認は必要！？

産業廃棄物の運搬、処分を委託する場合には、処理の状況に関する確認を行った上で、最終処分終了までの一連の処理行程が、適正に行われる為に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (例1) 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理の為に必要最低限の事項を、実地に確認すること。
 - 委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能な状況にあるか（最終処分場の残余容量が十分か）
 - 施設外への廃棄物飛散、流出はないか
 - (安定型最終処分場の場合) 展開検査が適正に行われているか
- (例2) 処理業者の処理状況及び、維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われている事を確認すること。

Q. 収集運搬（中継地）、中間処理、最終処分と工場見学に行かなければならないのか？
 A. 努力義務です。しかしながら法律上、事業者責任が問われる為、確認しておく事も必要です。

対象 収集運搬業者 【収集運搬業の許可制度改革】 許可証が変わる！？

改定前は、産業廃棄物（特別管理含む）の収集運搬について、積卸しを行う全ての都道府県又は政令市の許可を受けなければならないが、原則として一の政令市を越えて収集運搬の業を行う場合は、都道府県の許可を受ける事とする。

例えば、全国で収集運搬業を行う場合、これまでは109の許可が必要だったが、原則として47の都道府県知事の許可を受ければよいことになった。（積替え保管を含まない）

【ジェイポートの収集運搬の許可状況】

大阪府 大阪市 東大阪市 堺市 高槻市	兵庫県 神戸市 尼崎市 西宮市 姫路市	京都府 京都市	奈良県 奈良市
----------------------------------	----------------------------------	-------------------	-------------------

更新分の許可証は都道府県知事の許可証だけになります。

例えば、大阪市内で収集→堺市の中間処分場に搬入する場合は「大阪市と堺市の許可」が必要だったが、改定後は「大阪府の許可」だけで出来る様になる。
 許可証は5年ごとの更新（有効期限）があるので許可手続きが、合理化された事となる。

Q. ジェイ・ポートの許可証に変更があるのか？従来通りで使用できるのか？
 A. 経過措置の適用にて、従前の許可の有効期間まで使用可能です。

対象 下請業者 【建設系廃棄物に関する処理責任の元請一元化】

原則 → 建設工事に伴い生じる廃棄物については元請業者が排出事業者として自ら処理するか、許可業者に委託しなければならない。

例外 → 下請業者が「産業廃棄物収集運搬許可」を持たなくても**例外的条件を全て満たしていれば**、運搬ができます。
 ただし、下請負人が不適正な取り扱いをしていた場合は、元請業者もその責任を負う、措置命令の対象となる。

- ※①～⑦項目全てに該当する事。
- 例外条件**
- 維持修繕工事（新築・増築・解体工事を除く）又は瑕疵補修工事であって、請負金額が500万円以下である工事
 - 特別管理産業廃棄物でないこと。
 - 1回の運搬容量が1m³以下の産業廃棄物
 - 元請業者が所有（使用）する保管場所、処理施設までの運搬で、工事現場と同一又は隣接の都道府県内にあること。
 - 運搬途中で積替え保管を行わないこと。
 - 必要事項を記載した別紙を作成し、運搬の際に携帯する。
 - 請負契約を定め、産業廃棄物の運搬の際に携帯する事。

対象 元請業者 【建設系廃棄物の場外自社保管の届け出】

原則 → 排出事業者は、建設工事に伴い生じる産業廃棄物を、事業場の外において自らの敷地で保管（面積300m²以上）を行う時は都道府県知事に届け出なければならない。
 (違反者には6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金)

※非常災害の為に必要な応急措置として保管を行う時は、保管した日から14日以内に都道府県知事に届け出る事とする。（違反者20万円以下の過料）
 ※保管届け出場所は、産業廃棄物処理基準が適用される。
 ※届け出た事項を変更する時は、事前に届け出る事。
 また保管をやめた時は、30日以内に届け出なければならない。
 ※特別管理産業廃棄物についても同様の保管届け出をすること。
 ※執行日時点で行われている保管については、**6月30日までに都道府県知事**に届け出ること。

対象 排出事業者 処理業者 【マニフェスト A 票保存の義務化】



- マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付者は、交付した**マニフェストの写し（A票）**を5年間保存しなければならない。
- 産業廃棄物の運搬または、処分の受託者は、マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引き渡しを受けてはならない。
 例外：電子マニフェスト使用者/家電・自動車リサイクル法/広域認定業者等のマニフェスト制度の適用が除外されている場合については、対象外になります。
 (①②ともに違反者には措置命令または6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金)

今まで通りの、B・D・E票の保存義務に+A票の保存義務が追加されたこととなります。改正前はA票の保存義務が法律的になかった、という事です。